

瑞穂監第35号
平成29年1月24日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市代表監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀 武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「地域福祉高齢課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「地域福祉高齢課」における平成28年4月1日から平成28年10月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「地域支援事業」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。

地域福祉高齢課は、課長以下職員6名、嘱託員6名、補助職員3名で次の事務を行っている。

- (1) 福祉事務所に関すること。
- (2) 行政相談に関すること。
- (3) 人権擁護、保護司に関すること。
- (4) 日本赤十字社、献血推進協議会に関すること。
- (5) 遺族、恩給、特別弔慰金及び戦傷病者等援護に関すること。
- (6) 民生・児童委員協議会に関すること。
- (7) 災害救助、災害相談に関すること。
- (8) 老人福祉に関すること。
- (9) 介護保険、地域支援事業に関すること。
- (10) 介護保険認定調査に関すること。
- (11) 介護予防事業・総合事業に関すること。
- (12) 福祉センター、老人福祉センターの管理運営に関すること。
- (13) 老人クラブ、敬老会に関すること。
- (14) 社会福祉法人の認可、監査に関すること。
- (15) 生活支援事業・協議体に関すること。
- (16) 見守りネットワークに関すること。
- (17) シルバー人材センターに関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成28年11月28日（月）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び地域支援事業の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

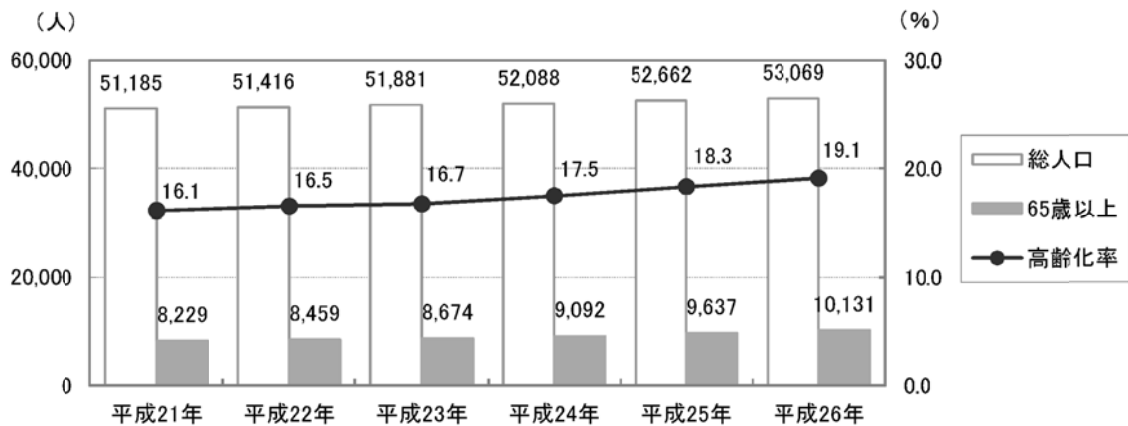
第2 監査の結果と意見

1 瑞穂市における高齢化・要介護（要支援）の状況

(1) 高齢化の状況について

本市における高齢化の状況は、次のとおりである。

【人口、高齢者人口の推移】

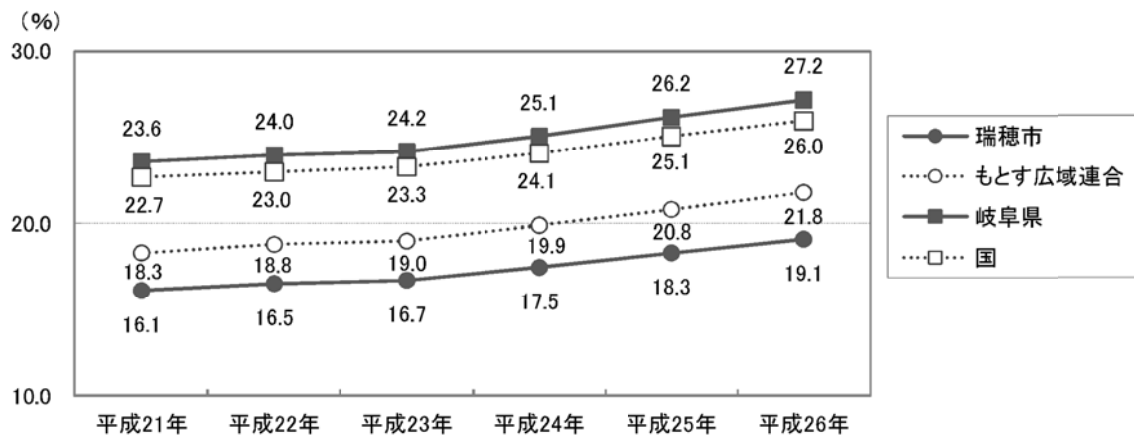


資料：住民基本台帳＋外国人登録（各年10月1日現在）

出典：瑞穂市老人福祉計画（平成27年2月策定）

65歳以上の高齢者人口は年々増加し、それに伴い高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）も上昇している。

【高齢化率の推移と比較】



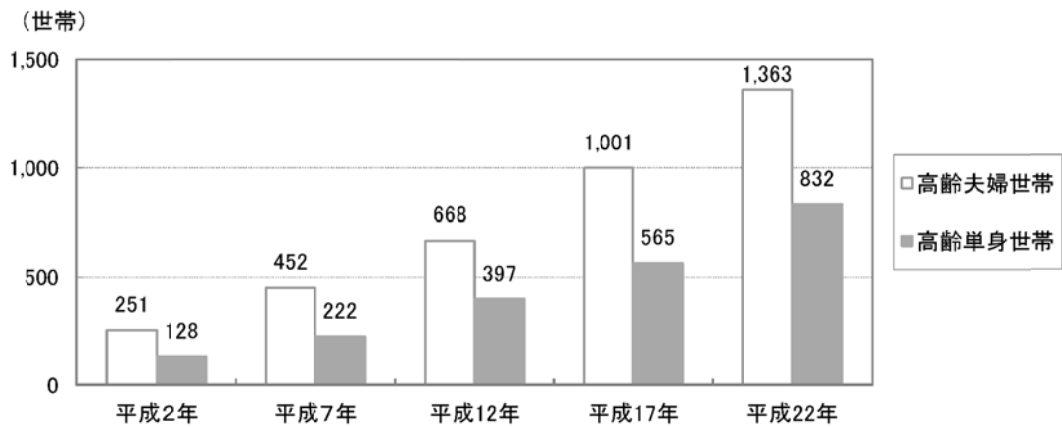
資料：住民基本台帳、岐阜県統計ライブラリ、

総務省統計局（各年10月1日現在）

出典：瑞穂市老人福祉計画（平成27年2月策定）

本市の高齢化率は、国・岐阜県・もとす広域連合における高齢化率を下回り推移しているものの、確実に高齢化が進んでいる。

【各高齢者世帯数の推移】



資料：国勢調査

出典：瑞穂市老人福祉計画（平成27年2月策定）

※高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの世帯をいう。

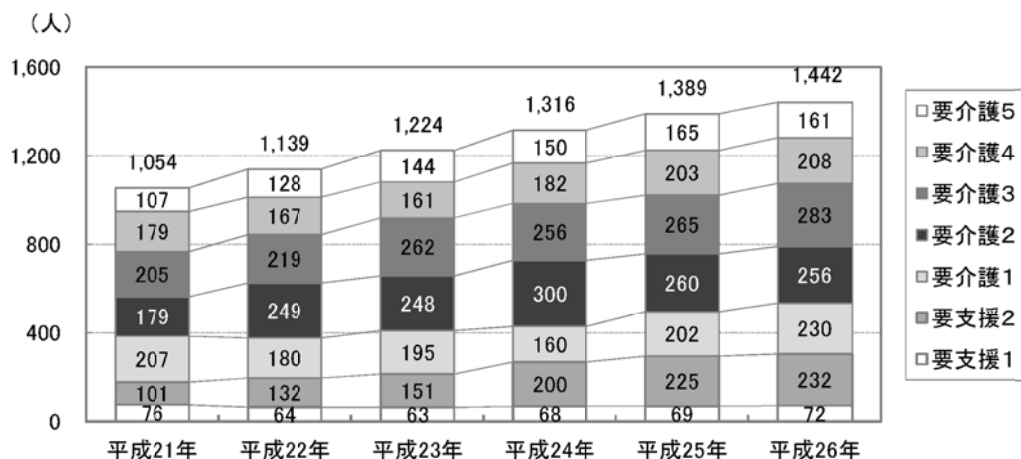
※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

高齢夫婦世帯・高齢単身世帯ともに年々増加の一途をたどっている。

(2) 要介護（要支援）の状況について

本市における要介護（要支援）認定者数及び認定者の割合の推移は、次のとおりである。

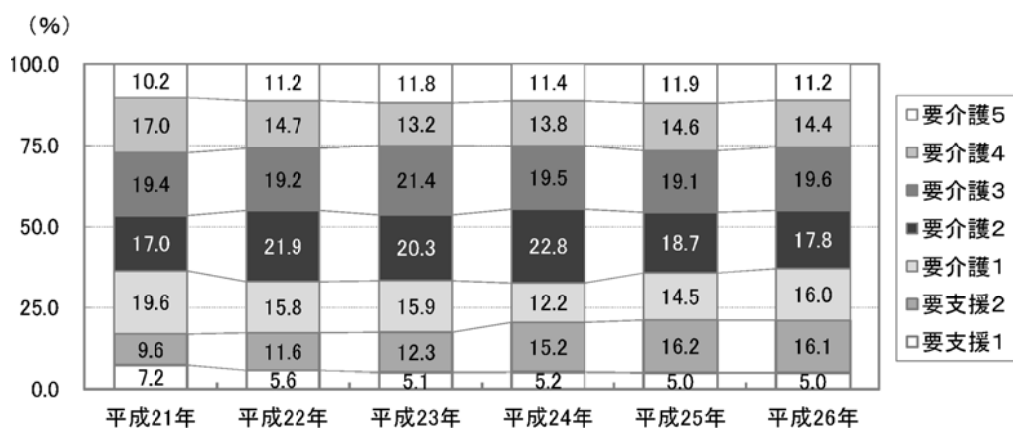
【要介護（要支援）認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

出典：瑞穂市老人福祉計画（平成27年2月策定）

【要介護（要支援）認定者の割合の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

出典：瑞穂市老人福祉計画（平成27年2月策定）

要介護（要支援）認定者数も増加の一途をたどっている。また、全ての年度において中度者（要介護2・3）の割合が高くなっている。

2 財務について

(1) 執行状況について

地域福祉高齢課における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

※平成28年10月末現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（%）
歳入	77,984,000	5,328,550	6.8
歳出	1,079,881,000	700,148,946	64.8

(2) 瑞穂市居宅介護者慰労事業助成金について

瑞穂市居宅介護者慰労事業とは、居宅において、ねたきり・認知症の状態にある高齢者の介護者に対し助成することで、介護者の労をねぎらい、もって老人福祉の向上を図ることを目的としている。細かい条件はあるものの、要介護者が瑞穂市に引き続き6か月以上在住し、かつ要介護3以上と認定を受け6か月以上経過した対象者について、1か月に4日分を限度として介護者が負担した介護保険制度における短期入所サービス利用料の9割分を助成する制度である。

年度別の助成額は、次のとおりである。

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
介護慰労事業助成金	441,112	382,971	224,956	243,398

(3) 瑞穂市地域介護予防活動支援補助金について

瑞穂市地域介護予防活動支援制度とは、高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やし、高齢者の健康の維持増進を図るため、住民主体で結成された介護予防に取り組む団体に対し補助金を交付することを趣旨として平成28年度から始まった支援制度である。報償費や印刷製本費などが対象となり、平成30年3月31日までを補助期間とし、初年度は5万円、次年度は3万円が補助限度額となっている。

平成28年10月末現在において交付を決定した団体数は、5団体である。

3 老人福祉センターについて

老人福祉センターの概況は、次のとおりである。

名称	老人福祉センター
所在地	田之上 597 番地
土地	1,849.55 m ²
建物	906.74 m ²
竣工年月	昭和 57 年 3 月
施設内容	集会運動指導室、図書室、栄養指導室、教養娯楽室など

4 地域福祉高齢課に対する結果と意見

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	居宅介護者慰労事業助成金について	規則によると当事業の目的は「居宅において、ねたきり・認知症の状態にある高齢者の介護者に対し助成することで、介護者の労をねぎらう」ことであるが、居宅においてのみ介護する場合には助成を受けることができない。	現在の制度では、短期入所サービスを利用せず居宅においてのみ介護する場合は一切助成されず、介護者の労をねぎらうことを目的とする趣旨に反している。他市町の助成方法を参考にし、例えば短期入所サービスの利用の有無に関わらず定額で助成するなど、居宅にて介護している方へ公平に助成できるよう規則の見直しを図り、目的に適合した事業となるよう検討していただきたい。
2	地域介護予防活動支援補助金について	住民主体で結成された地域のグループや市民団体が、健康の維持増進に取り組む活動を応援し、支え合う地域づくりを目指し設けられた制度ではあるが、社会福祉協議会で助成しているふれあい・い	担当課によると社会福祉協議会で助成しているふれあい・いきいきサロンに比べ、地域が限定されないことや月2回以上の介護予防活動を行うことなどに違いがあるとの回答であった。しかし、類似した制度を設けることは利用者にとってわかりにくい。既存のふれあい・いきいきサロンの充実化を

		きいきサロンとの違いが明確ではない。	図り、効率的に地域介護予防活動を支援するために、補助制度を精査していただきたい。 当制度に限らず、各課・各組織が互いに連携を密にし、市の福祉事業全体を考えて運営していただきたい。
3	老人福祉センターについて	ウォータークーラーが、階段下の人目につかない場所に設置されていた。	より多くの人にウォータークーラーを使用してもらえるようわかりやすいところへ設置場所を変更すべきである。
		給湯室には壊れて使うことのできない冷蔵庫が保管されているほか、空き室に何年も使用されていない備品が多数保管されていた。	備品の確認を行い、不要な備品は廃棄するなど適切な手続きを行っていただきたい。
		浴室は「廃止」との回答であったが、ホームページ上には「休止」と掲載されている。また、老人福祉センター条例施行規則にも浴室に関する条文が残ったままとなっている。	浴室を「廃止」したのであれば、早急にホームページや老人福祉センター条例施行規則等の修正を行い、周知すべきである。 また、浴室等の設備についてはそのままとなっているが、今後新地方公会計の導入が始まることから、適切な資産管理に取り組んでいただきたい。
4	財政援助団体等監査の措置状況について	平成28年度に実施した社会福祉協議会を対象とした財政援助団体等監査で、地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱の「人件費」及び「活動費」の内容等が曖昧であるため改正するよう指摘したが、いまだに方向性を検討中との回答であった。	担当課からは社会福祉法人制度の改革等との兼ね合いや、他市町村の要綱の制定方法などを参考にするため、方向性を検討中との回答であった。次年度の予算を積算する時期を迎えていることから、改正へ向けて早急に協議を進め、毎年発生している多額の補助金返還を二度と繰り返さないよう努めていただきたい。
5	認知症サポーター等の役職について	認知症サポーター、認知症支援推進委員、社会福祉協力員、民生委員、認知症初期推進支援チーム、予防教室、認知症カフェ等の多数の役職や事業が存在している。	認知症施策への取組体制が構築されつつある中、認知症サポーターや認知症支援推進委員等の多くの役職があり、名称だけではどのような活動を行っているかがわかりにくい。 それぞれの役割や事業の内容をまとめた体系図等を作成し、ホームページや広報紙等により周知を図っていただきたい。

以上